

道路の整備と魅力向上のあり方検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

道路の整備と魅力向上のあり方検討業務委託
契約期間 契約日から令和10年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 公募期間

令和8年1月30日(金)～2月16日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
吉田 長裕	大阪公立大学 准教授
嘉名 光市	大阪公立大学 教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授

(2)選定委員会の開催日

- 1 回目:令和8年1月9日(金)
- 2 回目:令和8年3月26日(木)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考	
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)		
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。 (共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1、2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 無電柱化の整備計画等策定に関する業務 2. 道路における魅力向上に向けた検討業務	様式-2を審査する	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかを有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した業務実績(※)を有していること。 なお、1つの業務実績に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 無電柱化の整備計画等策定に関する業務 2. 道路における魅力向上に向けた検討業務	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する	
配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかを有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市及び地方計画部門」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した業務実績(※)を有していること。 なお、1つの業務実績に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 無電柱化の整備計画等策定に関する業務 2. 道路における魅力向上に向けた検討業務	様式-5を審査する

評価項目	評価の着眼点	審査基準	備考
配置予定技術者の経験及び能力	専門技術力 担当技術者1	<p>平成27年度以降に、次に示す「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする。)</p> <p>【規定業務1】 無電柱化の整備計画等策定に関する業務 また、次に示す「技術者資格」を有している場合は技術者評価基準において評価点を加点する。</p> <p>【技術者資格】 次のア～エのいずれかを有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市及び地方計画部門」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式-4 および 様式-5 を審査 する
	専任性	<p>手持ち業務の金額及び件数</p> <p>全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。</p>	様式-4 を審査 する
	専門技術力 担当技術者2	<p>平成27年度以降に、次に示す「規定業務2」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする。)</p> <p>【規定業務2】 道路における魅力向上に向けた検討業務 また、次に示す「技術者資格」を有している場合は技術者評価基準において評価点を加点する。</p> <p>【技術者資格】 次のア～エのいずれかを有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市及び地方計画部門」または「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式-4 および 様式-5 を審査 する
	専任性	<p>手持ち業務の金額及び件数</p> <p>全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。</p>	様式-4 を審査 する
業務実施体制	その他留意事項	担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを想定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託の内容が主たる部分の場合。(業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) 業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	様式-3 を審査 する

※ 参加表明者の過去の業務実績が共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者としてのものに限る。
また、配置予定技術者の過去の業務実績が共同企業体による実績の場合は、代表者に所属する技術者としての実績に限る。

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑯の各項目毎に、次のように点数を計算して

100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点

テーマ1	内容	都市の魅力向上を図るためには、景観の形成、歴史文化の醸成、交通利便性の改善、ユニバーサルデザインの推進等、多様な観点から施策を効率的かつ効果的に推進することが求められます。 そこで、かんまち事業や無電柱化事業など都市魅力向上を目的として、多角的に収集したデータを活用し、商業集積地や観光地、歴史的景観地区などエリア特性の分析・評価を行い、事業立案に向けた具体的な道路整備の施策を列挙してください。また、本業務を進める上で、想定される課題及び解決方法を述べ、必要となる検討プロセスを示してください。
テーマ2	内容	都市の成長と発展を支える基盤である道路の整備においては、令和7年10月施行の改正道路法の趣旨にも示されるように、気候変動への対応や環境負荷低減といった社会状況の変化に応じた取り組みが求められています。 そこで、今後の中長期的な視点に立ち、道路整備におけるグリーンインフラ導入や脱炭素化に向けた具体的な都市環境に関わる技術(再生可能エネルギーなど)を列挙してください。併せて、それらを導入する際の留意点を述べ、社会実験を行うための手順(プロセス)を示してください。

評価シート

評価項目	評価の着眼点	項目別	配点		備考
			複数時配分	項目別配分	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	25	5	①
	専任性(他業務との兼任状況)			5	②
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績		5	③
	担当技術者1	過去10年間の規定業務の実績、技術者資格		5	④
	担当技術者2	過去10年間の規定業務の実績、技術者資格		5	⑤
〇・実施方針・実施工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	25	5	⑥
	業務実施手順(フロー・工程表)	実施手順の妥当性		10	⑦
		業務量把握、人員配置の妥当性		5	⑧
	その他	重要事項の指摘		5	⑨
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	20	5	⑩
		実現性		10	⑪
		独創性		5	⑫
	特定テーマ2	的確性	20	5	⑬
		実現性		10	⑭
		独創性		5	⑮
	共通	的確性	キーワードの網羅	10	10
合計(100点満点)			100.0		

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	①
	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	②
	照査技術者 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	③
	担当技術者1 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績、技術者資格	担当技術者が規定業務1に加えて、技術者資格を有している	—	担当技術者が規定業務1の実績を有している	—	④
	担当技術者2 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績、技術者資格	担当技術者が規定業務2に加えて、技術者資格を有している	—	担当技術者が規定業務2の実績を有している	—	⑤

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施工程針表・実施フロー・	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	-	目的、条件、内容の理解がある。	-	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑥
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、高い実効性がある。	業務の実施手順が妥当であり、実効性がある。	業務の実施手順が概ね妥当である。	-	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、業務項目ごとに必要な体制となっている。	-	業務量の把握ができており、人員が概ね充足している。	-	業務量の把握、人員が、十分とは言えない。	⑧
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落とした重要事項について2つ以上の指摘があり、それぞれについて対応策が提案されている。	要請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている。	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある。	-	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない。	⑨
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	-	課題が概ね示されており、理解が十分である。	-	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑩
	実現性	説得力があるか	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、課題解決の提案がある。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	-	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑪
	独創性	独創的な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な提案が3つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な提案が2つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な提案がある。	-	独創的な提案が見られない。	⑫
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	留意点とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	-	留意点が概ね示されており、理解が十分である。	-	内容が的確性を欠くなど、留意点の把握として十分とは言えない。	⑬
	実現性	説得力があるか	実施プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、留意点に対する対応方法の提案がある。	実施プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね実施プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	-	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑭
	独創性	独創的な提案があるか	留意点を踏まえた独創的な提案が3つ以上ある。	留意点を踏まえた独創的な提案が2つ以上ある。	留意点を踏まえた独創的な提案がある。	-	独創的な提案が見られない。	⑮
テーマ共通	的確性	キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)

株式会社建設技術研究所 大阪本社
 中央復建コンサルタンツ株式会社
 パシフィックコンサルタンツ株式会社

(5) 審査の結果

	評価項目	評価の基準	ア社		イ社		ウ社	
			評価	点数	評価	点数	評価	点数
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	規定業務	A	5	B	3	A	5
		専任性	A	5	A	5	A	5
	照査技術者	規定業務	A	5	A	5	A	5
	担当技術者1	規定業務及び資格	A	5	A	5	A	5
	担当技術者2	規定業務及び資格	A	5	A	5	A	5
	実施方針・工程表 その他	業務の理解度	目的・条件・内容の理解	A	5	A	5	A
業務実施手順		実務手順の妥当性	A	10	A	10	A'	8
		業務量・人員配置の妥当性	A	5	A	5	B	3
その他		重要事項の指摘	A	5	A'	4	A	5
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	業務の理解度	A	5	A	5	A	5
		説得力・提案内容の裏付け	A	10	A'	8	A'	8
		効率的な提案	A	5	A	5	B	3
	特定テーマ2	業務の理解度	A	5	A	5	A	5
		説得力・提案内容の裏付け	A	10	A	10	A	10
		効率的な提案	A	5	A'	4	B	3
	キーワードの網羅	キーワードの網羅	B	6	B	6	B	6
合計			96		90		86	